

# 柏崎刈羽原子力発電所周辺 環境放射線監視調査基本計画

昭和 58 年 12 月（制定）

平成 元年 9 月（改訂）

平成 13 年 3 月（改訂）

平成 14 年 3 月（改訂）

平成 16 年 3 月（改訂）

平成 18 年 3 月（改訂）

平成 20 年 3 月（改訂）

平成 21 年 3 月（改訂）

東京電力株式会社

# 目 次

.基本計画策定の趣旨	資料 1
.基本方針	資料 2
1. 目 的	
2. 監視調査範囲	
3. 県との調査の調整	
.監視調査業務	資料 3
1. 空間放射線の連続測定及び積算線量の測定	
2. 環境試料の放射能の測定	
.年度計画及び監視調査結果の取扱い等	資料 4
1. 年度計画	
2. 監視調査結果	

## .基本計画策定の趣旨

本基本計画は、昭和 58 年 10 月 28 日に新潟県、柏崎市、刈羽村及び当社との間で締結された「東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」の第 6 条にもとづき、柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線監視調査に関する基本方針を定めたものである。

今後の調査は、この基本計画にもとづき、毎年度「柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査年度計画（以下「年度計画」という。）」を策定し実施するものである。

## 基本方針

### 1. 目的

原子力発電所周辺の環境放射線等の監視調査を実施し、周辺住民等の安全が確保されていることの確認に資することを目的とする。

### 2. 監視調査範囲

柏崎刈羽原子力発電所周辺半径約5 km以内の地域とする。

### 3. 県との調査の調整

当調査を実施するにあたり新潟県調査との間に地域全体としての整合性がとられる必要があり、かつ合理的な調査を実施できるよう年度計画策定に際し、新潟県との間で、地域の実情等を考慮した調整等を行うものとする。

## ・監視調査業務

### 1. 空間放射線の連続測定及び積算線量の測定

#### (1) 測定対象放射線

測定対象放射線はガンマ線とする。

#### (2) 測定項目及び方法

測定項目は空間線量率及び積算線量とする。測定方法は原則として文部科学省放射能測定法シリーズに準じ、空間線量率についてはモニタリング・ポスト(屋外固定式  $2 \times 2$  NaI(Tl)シンチレーション検出器)、積算線量については蛍光ガラス線量計により測定するものとする。

#### (3) 測定地点及び頻度

空間線量率の測定地点は周辺監視区域境界付近にほぼ等間隔(9地点)に設置されたモニタリング・ポストとし、その結果は1号機中央操作室において連続して監視するものとする。

積算線量の測定地点は、周辺監視区域境界及び周辺地域とし、積算期間は原則として3か月間とする。

### 2. 環境試料の放射能の測定

#### (1) 環境試料の種類

環境試料の種類は、陸上試料については大気浮遊じん、陸水、土壌、農畜産物及び植物とし、海洋試料については、海水、海底土、海洋生物とし、採取試料は、年度計画において定めるものとする。

#### (2) 測定項目及び方法

環境試料の放射能の測定項目は、浮遊じんについては全ベータ及び核種( $^{54}\text{Mn}$ ,  $^{58}\text{Co}$ ,  $^{60}\text{Co}$ ,  $^{134}\text{Cs}$ ,  $^{137}\text{Cs}$ ,  $^{144}\text{Ce}$ )とし、その他の環境試料については、核種( $^{54}\text{Mn}$ ,  $^{58}\text{Co}$ ,  $^{60}\text{Co}$ ,  $^{134}\text{Cs}$ ,  $^{137}\text{Cs}$ ,  $^{144}\text{Ce}$ , 一部試料については  $^{131}\text{I}$ ,  $^3\text{H}$ ,  $^{90}\text{Sr}$ )とする。測定方法は原則として文部科学省放射能測定法シリーズに準ずるものとする。なお、上記以外の核種であってもガンマ線スペクトロメトリーによる機器分析によって有意に検出された人工放射性核種については測定するものとする。

#### (3) 採取地点及び頻度

環境試料の採取地点及び頻度は、年度計画において定めるものとする。

## 年度計画及び監視調査結果の取扱い等

### 1. 年度計画

年度計画は安全協定第9条にもとづく「新潟県原子力発電所周辺環境放射線測定技術連絡会議（以下「技術連絡会議」という。）」で検討したのち、同第7条にもとづく「新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議（以下「評価会議」という。）」の審議内容を踏えて決定するものとする。

### 2. 監視調査結果

監視調査結果は四半期毎に「技術連絡会議」へ報告する。

また、安全協定第8条にもとづき毎年度「評価会議」の評価を経たのち公表する。

なお、監視調査結果について特異な状況が認められた場合には、安全協定に基づく関係箇所に連絡を行なったうえ、これを速やかに公表する。